

# 1 介護保険制度の運営について

## 1 介護保険制度の運営について

### (1) 平成13年度介護保険特別会計予算編成に当たっての留意点

#### ア 保険料単独減免についての考え方

一部の市町村において、低所得者である第1号被保険者の保険料を単独で減免する動きがあるが(平成12年10月1日現在72市町村が実施)、介護保険制度は、介護を国民皆で支え合おうとするものであり、保険料を支払った者に対して必要な給付を行うものであることから、

- a 保険料の全額免除
- b 収入のみに着目した一律の減免
- c 保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

は、適当ではないと考えている。

引き続きこうした介護保険制度や保険料の趣旨の周知について御配慮願いたい。

なお、保険料の単独減免を行った市町村については、財政安定化基金の交付の対象とならないが、貸付の対象としているところである。

#### イ 事業運営期間中の保険料の取扱いについて

##### (ア) 給付費が見込みを下回る場合の考え方

第1号被保険者の保険料は、介護保険法上、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬとされ、事業運営期間初年度の黒字額は介護給付費準備基金として積み立てる仕組みであり、原則として3年間を通じて同一の保険料率としている。

また、給付費は基本的に増加基調であり、給付実績が法施行当初のものである中

で将来にわたっても財政の安定化を確保する必要があること、保険料徴収開始後の利用意向の変化や制度定着に向けた各般の施策の影響を考慮する必要があること、本事業運営期間における黒字分により次期事業運営期間における保険料の引上げを押さえることができることも勘案すれば、給付実績が見込みを下回る場合であっても、事業運営期間中の保険料の変更については、極めて慎重に対応すべきものと考えられる。

なお、保険料は、市町村介護保険事業計画に定めるサービスの見込量等に基づき算定するものであることから、事業運営期間中に保険料を変更する場合には、市町村介護保険事業計画における給付の見込額の違いの原因を明らかにするとともに、必要な手続きを経て市町村介護保険事業計画を変更し、給付費の見込額を適切に見直すことが適当である。

#### (イ) 給付費が見込みを上回る場合の考え方

① 介護保険の一号保険料は、事業運営期間である3年間を通じての収入及び支出の見込みをもとに一号保険料率を算定することとしており、原則として3年間を通じて同一の保険料率とすることとしているが、保険料率の算定の基礎となった給付費の見込みを上回る給付費の増や、市町村が通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納については、定められた負担割合を超えて一般財源から繰り入れることのないように、会計上の不足額を財政安定化基金の貸付金及び交付金で賄う仕組みとなっている。

具体的には、平成12年度の給付費の動向等からして平成13年度に赤字となることを見込まれる市町村においては、以下の方法で会計処理を行うこととなる。

- a 平成12年度会計の剰余金として積み立てられた介護給付費準備基金を介護給付費準備基金繰入金として取り崩す。
- b aの介護給付費準備基金の取崩しを行っても、なお財源が不足する市町村

においては、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）第7条の規定に基づき、単年度基金事業対象費用額から単年度基金事業対象収入額を控除して得た額の見込み額を財政安定化基金貸付金として歳入項目に計上する。

- ② 財政安定化基金貸付金に代えて、不足額を一般財源からの繰り入れ金で賄うことは、高齢者の助け合いの仕組みとして保険料で賄う必要がある分を定められた負担割合を超えて他に転嫁することとなるほか、給付と負担の関係を不明確にし、保険料収納不足分に係る一般財源からの繰り入れを恒常化してしまうおそれがあることから、適当でない。

むしろ、給付費が予想を上回ることとなった要因を分析し、その要因に応じて次期財政運営期間の市町村介護保険事業計画の策定に反映させる方策を検討することが重要である。

なお、仮に不足分を一般財源から繰り入れた場合においては、その額については財政安定化基金の貸付の対象とならない。

- ③ 財政安定化基金の貸付金については、次期財政運営期間まで据え置かれ、次期事業運営期間で均等償還（貸付金は無利子）することとなっているため、平成12年度～14年度の中期財政運営期間中に財政安定化基金の貸付を受けたことをもって当該事業運営期間に保険料率の改訂を行う必要はない。

ただし、保険料率算定時の給付費見込よりも実際の給付費が大きく上回っている場合で3年間同一の保険料率を用いることが財政運営上支障が生じると見込まれる場合等については、事業計画を変更する等必要な手続きを経て、中期財政運営期間においても、保険料率を変更することは可能である。

なお、このように保険料率を変更する場合においても、年度途中における保険料率の変更は、基本的にはできないものである。

## ウ その他の介護保険特別会計の予算編成上の留意点

平成12年度の介護保険の保険者の予算編成については、平成12年1月26日厚生省介護保険制度施行準備室長事務連絡により、お示ししたところであるが、平成13年度の介護保険特別会計の予算編成に当たっては、同事務連絡において示された考え方を基本としつつ、平成12年度の介護保険事業の実績を踏まえて各歳出・歳入項目を適正に計上することが必要であり、主な留意点は以下のとおりである。

(ア) 平成13年度の介護保険特別会計介護保険勘定の歳出項目の保険給付費については、平成12年度の保険給付の実績として把握可能な保険給付費の動向等を考慮した上で、適切な額を計上することが必要である。

なお、保険給付費を見込む場合にあっては、保険給付費の現物給付分については、サービス提供があった翌月に支出負担行為が行われることとなるため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条第1項第5号の規定により、3月から翌年2月までサービス提供に係る保険給付費をひとつの会計年度として取扱うものであることから、平成13年3月分のサービス提供に係る給付から平成14年2月分のサービス提供に係る給付費を計上することとなる。

(イ) 歳入項目のうち、保険料については、各所得段階別の被保険者数を見込むに当たって、平成13年度の被保険者見込み数に、平成12年度の保険料の賦課状況を踏まえて、現時点で把握可能な直近の65歳以上の者に係る各所得段階別の人数比を乗じて見込むことが適当である。

また、平成13年度の予定保険料収納率を見込むに当たっては、特別徴収の方法により徴収することが見込まれる保険料については、100%収納されるものと見込み、普通徴収の方法により徴収することが見込まれる保険料については、当該市町村における現時点で把握可能な直近の普通徴収に係る収納率の実績等をもとに、見込むことが適当である。

ただし、現時点で普通徴収に係る収納率の実績等をもとに見込むことが困難な市町村においては、保険料算定時に見込んだ普通徴収に係る保険料収納率を用いても差し支えない。

(ウ) 調整交付金の見込み額の算定については、普通調整交付金を見込むこととし、当該見込み額の算出に当たって用いる全国平均の後期高齢者加入比率や所得段階別被保険者比率については、平成12年度と同様の係数を用いることとし、市町村の後期高齢者補正係数及び所得補正係数の算出に用いる係数については、平成12年度の実績を踏まえ、平成13年度における第一号被保険者のうち75歳未満の者の割合及び75歳以上の者の割合並びに各所得段階別の第一号被保険者の割合を見込むことにより算出するのが適当である。

ただし、後期高齢者補正係数及び所得補正係数については、後期高齢者の急増が見込まれるなどの保険者を除き、中期財政運営期間における交付割合が大きく変動することは想定されないことから、市町村介護保険事業計画策定の際に用いた平成12年度から平成14年度の平均の交付割合の見込みの係数を用いても差し支えない。

(エ) 基金繰入金のうち、介護保険円滑導入基金は、いわゆる特別枠の交付を受けた市町村を除き、平成13年度末までで解散することとなることから、介護保険円滑導入基金の全額を繰り入れることが必要である。